

当施設では、食材の持ち込みは原則、認めていません。但し、教育活動等に必要な食材のみ、この申請書を提出していただき、その申請が認められた場合に食材の持ち込みが許可されます。

### 体験活動食材持込許可申請書

申請日 平成 年 月 日

北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル森所長 様

私たちは、次の目的のために食材を持ち込み活動したいので、許可願います。

目 的： \_\_\_\_\_

持込食材： \_\_\_\_\_

団 体 名： \_\_\_\_\_ 責任者名： \_\_\_\_\_

-----  
※以下は、ネイパル森記入欄 平成 年 月 日

### 体験活動食材持込許可書

\_\_\_\_\_ 様

北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル森所長

貴団体が申請した食材の持ち込みを 許可する。 不許可とする。

- 日 時：平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 昼食 夕食
- 場 所：キャンプサイト 創作工作室  ( )
- 持込食材： \_\_\_\_\_

#### ■ 留意事項

##### [基本事項]

- ・食材の保管等は団体個人が責任を持って行うこと
  - ・調理体験の実施にあたっては、食中毒の防止等、衛生面に配慮をしっかりと行うこと
  - ・衛生管理上、食材は体験活動を行う日に購入し、その日のうちに処理すること
  - ・夏季に実施する場合、短時間であっても常温保管せず、適切に対応を行うこと
- [冷蔵庫]

- ・食材等は、管理上お預かりできませんが、クーラーボックスを貸出することができますので、保冷剤や氷を事前に購入して保管すること ※貸出数に限りがあります。

##### [ゴミ]

- ・町指定のゴミ袋を使用するとゴミステーションが利用できます。  
※事務室で購入可 (8:30~17:30)  
※燃えるゴミ45L=110円、缶・ビン・ペットボトル各20円

##### [その他]

- ・許可が出た後であっても、食中毒警報や監督官庁等からの指導があった場合など、活動中止を要請する場合があります。

手続きの流れ

①利用団体で、利用申込書と一緒に、この申請書を提出する。

②ネイパル森で食材持ち込みの可否を決定する。

③ネイパル森で利用承認書とあわせて結果を通知する。

④利用団体で、必ず留意事項を必ず確認してください。

⑤当日、双方で留意事項を再度確認します。※到着時打合せ